

○各種届出添付書類及び注意事項

1. 届出書は、該当行為に着手する日の30日前までに提出してください。
2. 届出書を提出した後、この届出に係る事項のうち設計などを変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、変更届出書を提出してください。
3. 届出書は、まちづくり整備課に提出してください。
4. 届出書は、2部（正・副）提出してください。
5. 添付書類

届出の内容	添付図書	添付図書の内容
開発行為の場合 (居住誘導区域に係る届出・都市機能誘導区域に係る届出共通)	位置図	方位を記載し、当該区域を朱囲みし記載すること。 縮尺1/1,000以上のもの。
	求積図	方位、縮尺、面積(小数点以下第2位まで)、辺長(小数点以下第3位まで)を記載し当該区域を朱囲みし記載すること。
	設計図	設計図で縮尺1/100以上のもの。
	その他参考となる事項を記載した図面等	該当するものがある場合添付するもの。
建築等行為の場合(居住誘導区域に係る届出・都市機能誘導区域に係る届出共通)	位置図	方位を記載し、当該区域を朱囲みし記載すること。 縮尺1/1,000以上のもの。
	求積図	方位、縮尺、面積(小数点以下第2位まで)、辺長(小数点以下第3位まで)を記載し当該区域を朱囲みし記載すること。
	配置図	縮尺1/100以上のもの。
	各階平面図	各階平面図で縮尺1/50以上のもの。
	立面図	2面以上の立面図で縮尺1/50以上のもの。
	その他参考となる事項を記載した図面等	該当するものがある場合添付するもの。
上記の届出内容を変更する場合	上記それぞれの場合と同様	上記それぞれの場合と同様。変更箇所が分かるよう明示すること。
誘導施設を休止又は廃止する場合	位置図	方位及び当該区域を朱囲みし記載すること。 縮尺1/1,000以上のもの。

※ 代理人に委任している場合は、委任状が必要になります。

※ その他、必要に応じて必要となる書類があります。